皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セネガルの独立記念日につき、四月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　　務

再審による無罪判決の公示

櫻井昌司（昭和二二年一月二四日生）及び甲に対して、次の事実につき、有罪判決が確定していたが、再審の結果、犯罪の証明がなかったので、平成二三年五月二四日無罪の言渡しをした。昭和四二年八月二八日午後七時二〇分頃、茨城県北相馬郡利根町所在栄橋たもとで出会った際、互いに金策の話し合いをするうちに、他から金を借りることになり櫻井の知合いである被害者方に赴き、櫻井において被害者に借金を申し入れたがすげなく断られ、已むなく一旦栄橋付近に引き返したものの、どうしても被害者から金を借り受けようと決意し、再び打揃って被害者方を訪れ、まず櫻井において同家の勝手口から屋内にあがり込み、被害者に対し借金を申し入れたところ被害者から全く相手にされず、これを拒否されたためこれに憤慨し口論となり、その様子を右勝手口の外から目撃した甲においても被害者の態度に憤慨して屋内にあがり込み、被害者に対し借金の申し入れに応ずるよう申し向けたが、却って帰れと拒絶されて益々憤慨し、ここにおいて櫻井および甲は金欲しさの余り、この際むしろ被害者を殺害してでも現金を強取しようと決意し、共謀のうえ同日午後九時頃同家八畳間において、被害者を仰向けに押し倒し馬乗りになって押えつけ、タオルおよびワイシャツで両足を緊縛し、口に布を押し込んで閉塞し、頸部に布を巻き両手で扼し、よってその場において被害者を気管閉鎖による窒息死にいたらしめてこれを殺害したうえ同八畳間の押入れ等から被害者所有の現金合計約一〇万七〇〇〇円を強取した。

水戸地方裁判所土浦支部

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　処分をした年月日　令和７年３月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松村物産株式会社　松村　俊一　石川県金沢市広岡二丁目１番27号　国土交通大臣許可（特－４）第11349号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年１月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和建設株式会社　森本　尚孝　大阪府大阪市淀川区木川西２－２－５　国土交通大臣許可（特－１）第3274号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年１月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エア・ウォーター防災株式会社　酒井　勇次　兵庫県神戸市西区高塚台３－２－16　国土交通大臣許可（般特－２）第6445号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西川設備工業株式会社　代表清算人　関田　一也　大阪府大阪市西区土佐堀１－１－13　国土交通大臣許可（般特－２）第23614号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業、管工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社阪和総合防災　田中　勇喜　和歌山県和歌山市鷹匠町２－58　国土交通大臣許可（般特－６）第27497号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月７日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年２月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サノヤス・エンジニアリング株式会社　西山　昌宏　大阪府大阪市住之江区北加賀屋５－２－７　国土交通大臣許可（般特－６）第27716号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年２月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告